

○白馬村環境基本条例施行規則

平成11年12月24日規則第14号

改正

平成19年8月30日規則第30号

平成29年12月28日規則第21号

平成30年2月6日規則第2号

白馬村環境基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白馬村環境基本条例（平成11年白馬村条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(保護地区の禁止行為)

第2条 条例第12条に規定する保護地区内での禁止行為及び適用除外行為は、別表第1のとおりとする。

(開発の基準)

第3条 条例第20条の規定により規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(届出及び協定を要する開発の規模)

第4条 条例第22条に規定する開発事業（以下「大規模事業」という。）は、次の各号に該当する事業とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する許可申請を要する事業

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に規定する許可申請を要する事業

(3) 長野県自然環境保全条例に規定する届出を要する事業

(4) 前3号に規定されない、樹木の伐採又は土地の形質変更が、3,000平方メートルを超える事業

(5) 平均地盤面から軒高までの高さ18メートル以上の建築物及び平均地盤面から最高部まで18メートル以上の工作物

(6) 建ぺい率60パーセント以上、容積率200パーセント以上の建築物

(7) 建築物の延床面積が5,000平方メートル以上の事業

(8) 延床面積3,000平方メートル以上、若しくは10戸以上の分譲マンション

2 条例第22条の届け出は、次に掲げる書類により行うものとする。

(1) 「事前協議書」（様式第1号）

(大規模事業の基準)

第5条 条例第23条に規定する協定を要する大規模事業の基準は、別表第3の

とおりとする。

(協定)

第6条 条例第23条に規定する協定は、「環境保全協定」とする。

- 2 協定事項及び様式は、法令又は県条例に規定がある場合は、その規定に従い、その他の場合は、村長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(白馬村開発基本条例施行規則の廃止)

- 2 白馬村開発基本条例施行規則(昭和63年白馬村規則第10号)は、廃止する。

別表第1 (規則第2条関係)

1 禁止行為
ア 希少野生生物の採取、捕獲、殺傷、損傷 イ 猟銃、火器及びそれらに類するものの使用 ウ 宅地の造成、埋め立て、土地の開墾、その他土地の形質変更 エ 土石の採取 オ 木竹の伐採 カ 踏み荒らし キ その他生物に悪影響を及ぼす行為
2 適用除外行為
ア 学術研究その他の公益上の事由により、村長が必要と認めて許可した行為 イ 非常災害のための必要な応急措置として行う行為 ウ 森林保育のため通常管理行為として行う、枝打ち、下藪刈り、間伐その他の必要な施業で、希少野生生物の保護に支障を及ぼす恐れのない行為

別表第2 (規則第3条関係)

施設等の開発の基準
1 共通事項
(1) 高山性植生、高層湿原、雪田草原等の分布地、村天然記念物及び環境庁レッドデータリストに掲載された動植物の生息地又は生育地(鳥類については営巣地)、特異な地形地質を有する地域、傾斜40度以上の急傾斜地、飲料水等の水源地は、開発を抑制する。 (2) 現存する樹木等は極力残存させ、積極的に修景植栽し、周辺景観と調和を図るものとする。

- (3) 土地の形質変更は最小限に止め、多量な土石の移動は避けるものとする。
- (4) 開発区域内に道路計画がある場合には、その計画に必要な用地の確保に協力するものとする。
- (5) 開発により設置を必要とする排水路は、雨量、敷地の規模、放流先の排水能力等を考慮した規模・構造とするものとする。
- (6) 開発により生ずる法面は、極力緩やかな勾配としたうえで、周辺の自然環境に適した植物による緑化復元を図るものとする。
- (7) 開発により設置を必要とする擁壁又は水路護岸等は、極力自然石積などの自然景観に溶け込む材質並びに工法を用いるものとする。
- (8) 汚水の処理は、下水道区域にあっては下水道に加入し、下水道整備が遅れる区域及び下水道区域外においては、「白馬村し尿浄化槽設置要綱」に定める基準により施設を設け、処理するものとする。
- (9) 開発地域内の雪は、開発地域内で処理できるよう、配置若しくは施設整備するものとする。
- (10) 法令、条例及び景観形成住民協定に基づく協定締結地区においては、当該協定内容を遵守し、地域と協調した開発を行うものとする。

2 個別事項

(1) 白馬村全域における建築物その他工作物

ア 建築物の高さは、平均地盤面から軒高まで18メートル以下とし、エレベーターや階段室等の非居住部分設置する場合は、棟高まで23メートルを上限とする。傾斜地においては高さ、形状を十分考慮すること。ただし、工作物の高さは、18メートル以下とする。

イ 建築物その他工作物の建ぺい率は60パーセント以下、容積率は200パーセント以下とする。

ウ 建築物の道路後退、隣地後退及び斜線制限は、「白馬村景観形成重点地域指導基準」によるものとする。

エ 建築物その他工作物の色彩は、「白馬村まちづくり環境色彩計画―建築外装色彩指針―」によるものとする。

オ 建築物の屋根形状は、勾配屋根又はそれに基づくデザインとする。

カ 塀その他の遮蔽物は、やむを得ない場合を除きできる限り設けないものとする。

キ 屋外広告物の設置は、「白馬村屋外広告物特別規制基準」によるものとする。

ク ア～キの規定は、建築協定地、自然保護協定地及び景観形成住民協定締結区域にあっては、当該協定等の定めるところによるものとする。

(2) 長野県観光開発公社分譲地及び名鉄分譲地における建築物

ア 建築物の高さは、12メートル以下とする。

イ 建築物の建ぺい率は30パーセント以下、容積率は50パーセント以下とする。

ウ 建築物の道路後退は、5メートル以上とする。

エ 都市計画法及び建築基準法による第1種低層住居専用地域で認められる用途を除く営業用建築物は、建設できないものとする。

別表第3 (規則第5条関係)

協定を要する大規模事業の基準	
1 共通事項	
(1)	各法令に定めのあるもののほか、「白馬村開発指導要綱」に定めるところによる。
(2)	<u>関係地区の住民を対象とした説明会を開催していること。</u>
2 個別事項	
(1)	建ぺい率60パーセント以上・容積率200パーセント以上の建築物の場合 既存の規模若しくは法令の範囲内（その場合であっても、道路後退、隣地後退及び高さは、村指導基準を満たすこと。）であること。
(2)	<u>平均地盤面から軒高までの高さ18メートル以上の建築物及び平均地盤面から最高部まで18メートル以上の工作物の場合</u>
ア	公共性が高く、高さ18メートル未満では、技術上、法令上建設が困難なものであること。
イ	延床面積が3,000平方メートル以上の建築物であって、敷地に十分な余裕があり、勾配屋根を形成するために必要とし、軒高が18メートル以下である建築物であること。
(3)	延床面積5,000平方メートル以上の建築物の場合
ア	その建設が、地域の発展と活性化に貢献すると認められる事業であること。
イ	<u>建ぺい率が30パーセント以下、容積率が旅館業法（昭和23年法律第318号）第2条に規定する業を営む施設を伴う商業施設は120パーセント以下、その他の施設は60パーセント以下であること。</u>
ウ	敷地の周囲は、樹木を活用した緑地を設け、敷地内は緑化に努めるこ

と。

(4) 分譲マンション

ア 誘客が促進される区分所有ホテル（分譲区分ごとの所有者と賃貸契約を結ぶ方式のホテル）であり、かつ、管理体制が明確であること。

イ 定住が促進されるものであること。

様式第1号（規則第4条関係）

（様式第1号）

事前協議書

（ 年 月 日 提出）

白馬村開発指導要綱に従い協議を求める。

白馬村長 宛

太枠内に記入してください。

協議者住所・氏名		連絡先
事業者	㊟	TEL
設計管理	㊟	TEL
施工者	㊟	TEL

協議概要

事業地	白馬村大字 城 番地	地目	
主要用途		工事種別	新・改・増・移・修繕・模替 土地形質変更（ ）
計画の概要	敷地面積		
	概算事業費		
	施設概要		
後退距離	道路から	メートル、境界線から	メートル
外部の色彩			
給水施設	水源（上水道・井戸） ※井戸の場合は設置届を別添		

汚水処理計画	し尿・雑排水	
	放 流 先	
ごみ処理計画		
駐車場計画		
電波障害対策		
雨水排水対策		
風雪害対策		雪処理施設等
管理人の状況		設置（予定者氏名）未設置
地質の状況		
福祉対策・公共施設設置計画		
他法令による申請状況		
防災・安全施設の設置計画		
工期	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
<p>※別紙に記入する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆説明会開催等の状況 ◆景観保持及び行政施策に対する協力の考え方 ◆事業計画のコンセプト 		

※ 役場記入欄

添付図面・書類チェック欄

	位置図		求積図		立面図		給排水		縦横断図面		土地利用造成図
	公 図		配置図		写 真		計画図		削井届出書		(道・緑・緑化)
	断面図		平面図		付近図		土量計算図		電波障害対策		
	住民説明会実施報告書						日照対策図		その他		

